

令和4年11月定例会 経済委員会（事前）

令和4年11月21日（月）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時56分）

これより、商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2），資料1，資料2）

- 議案第1号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第8号 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について
- 議案第23号 徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について
- 議案第24号 徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について
- 報告第4号 損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 令和4年秋の「出前相談」の結果について（資料3）
- 「とくしまマラソン2023」の参加申込状況について（資料4）
- 中小企業向け融資制度「経済変動対策資金」＜物価高騰緊急対策枠＞の期限延長について（資料5）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から、今定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明させていただきます。

お手元の経済委員会説明資料のうち、まず開会日におきまして議決をお願いいたします補正予算案につきまして御説明いたします。その2と記載がない資料の1ページを御覧ください。

令和4年度一般会計につきまして、補正額欄の最下段に記載のとおり24億1,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で833億2,775万9,000円となっております。

2ページを御覧ください。

課別主要事項説明の商工政策課でございます。

中小企業指導費の摘要欄①のア、徳島県物価高騰対策応援金につきましては、お手元の資料1、徳島県物価高騰対策応援金の創設についてにより御説明いたします。

まず、1の目的でございますが、長期化する原油・原材料価格の高騰により厳しい経営環境に直面する中小・小規模事業者等の皆様の事業継続を支援するため、徳島県物価高騰対策応援金を創設いたします。

2の制度概要でございますが、（1）の給付対象者につきましては、県内に事業所を有する全ての業種の中小・小規模事業者を対象としております。（2）の給付要件及び（3）の給付額につきましては、令和4年4月から11月のいずれかの月の仕入原価等が平成31年4月以降の同じ月と比較して増加しており、営業利益が30パーセント以上減少した事業者を対象に法人20万円、個人10万円を一律に給付いたします。

3の事業費につきましては、総額24億円を計上させていただいております。

続きまして、説明資料の3ページを御覧ください。

労働雇用戦略課でございます。

労政総務費の摘要欄①のア、徳島県賃上げ応援金につきましては、厳しい経営環境においても事業場内の最低賃金引上げを図るため、国の業務改善助成金を活用し設備投資等に取り組む中小・小規模事業者を対象に、県独自の上乘せ助成を行う経費として1,000万円を計上しております。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

まず、今年度末に指定管理期間の満了を迎えます徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道、徳島県立美馬野外交流の郷、徳島県立出島野鳥公園の3件4施設の指定管理に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧ください。

美馬野外交流の郷及び出島野鳥公園の指定管理に係る債務負担行為でございます。

令和5年度から令和9年度までの5年間の指定管理料として、左から4列目、限度額欄に記載のとおり債務負担行為を設定するものでございます。

なお、大鳴門橋架橋記念館及び渦の道につきましては、利用料収入により管理運営を行うことから、県の歳出予算を伴わず債務負担行為の設定はございません。

2ページを御覧ください。

2、その他の議案等といたしまして、（1）指定管理者の指定についてでございます。

指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づきお諮りさせていただきます。

各施設の指定管理候補者といたしまして、アの大鳴門橋架橋記念館及び渦の道につきましては、株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ、イの美馬野外交流の郷につきましては四国開発土木株式会社、ウの出島野鳥公園につきましては株式会社コート・ベール徳島をそれぞれ選定いたしました。

なお、候補者の選定理由等、詳細につきましては資料2の指定管理候補者の選定結果についてを御参照くださいますようお願いいたします。

次に、3ページを御覧ください。

（2）条例案でございます。

ア、徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟を、新たに本県西部における在職者の技能習得支援拠点として事業主等の利用に供するため、その使用料の額を定めるなど、

所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日は条例の公布の日としております。

続きまして、6ページを御覧ください。

（3）専決処分報告についてでございます。

ア、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては、令和4年9月19日、大型の台風14号に伴う強風により、旧徳島テクノスクール本館の屋上モルタルが飛散し、近隣の民家に損害を与えた事故について賠償金額26万5,100円で和解が成立いたしましたので、専決処分を行ったものでございます。

なお、再発防止策といたしまして、モルタルの飛散を防止するため、速やかに本館屋上の補修を行うとともに、敷地内の本館以外の施設につきましても目視による確認を実施したところでございます。今後とも定期的に検査、点検を行うなど、より一層適切な維持管理に努めてまいります。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては以上でございます。

続きまして、この際3点、御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

第1点目は、令和4年秋の「出前相談」の結果についてでございます。

商工労働観光部におきましては、急激な円安の進行や原油・原材料価格等の高騰を受け、県内事業者の経営上の影響や課題を把握し今後の施策へと反映させるため、令和4年10月17日から11月4日までの間、秋の出前相談を実施いたしました。

今回の調査では、各事業所を職員が訪問の上、現在の景況感をお伺いし、御回答を頂いた102者の状況を取りまとめております。

まず、1ページを御覧ください。

1の現在の経営状況（前年比）につきましては、1行目の全体では、緑色の改善と青色の大幅改善の合計が50.5パーセントと、オレンジ色の悪化と赤色の大幅悪化の合計21.8パーセントを上回るものとなっております。

2行目以降の製造業と非製造業との比較、従業員規模別による比較では、コロナ禍の影響をより大きく受けていた非製造業や小規模な事業者において改善の傾向が強いものとなっております。

2のコロナ禍前との比較では、全体で21.8パーセントの事業者が改善又は大幅に改善、52.5パーセントの事業者が悪化又は大幅に悪化となっており、調査期間直前の第7波の影響もあり、多くの事業者において回復途上にあるものとなっております。

製造業と非製造業との比較では大きな差は現れておりませんが、小規模な事業者において回復の度合いが弱いものとなっております。

2ページを御覧ください。

各事業者の皆様からお聞きした現在の経営状況の詳細や頂戴した声等を取りまとめております。

エネルギー価格や原材料価格高騰により経営が圧迫されているとのお声を、ほぼ全ての業種の事業者の皆様から頂いているほか、業種別の動向を取りまとめておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、資料4を御覧ください。

第2点目は、とくしまマラソン2023の参加申込状況についてでございます。

去る11月8日から本日11月21日まで、とくしまマラソン2023大会の参加申込みを受け付けております。最終的な人数は参加料の入金をもって確定するため暫定の申込者数となりますが、本日午前8時時点において定員7,500人に対し6,044人となっておりますことから、より多くの皆さまに4年ぶりの開催となりますとくしまマラソンにご参加いただけるよう、申込期間を1か月延長し12月20日までとさせていただきます。

続きまして、資料5を御覧ください。

第3点目は、中小企業向け融資制度「経済変動対策資金」〈物価高騰緊急対策枠〉の期限延長についてでございます。

経済変動対策資金、物価高騰緊急対策枠につきましては、原油・原材料価格高騰の影響を受ける県内中小企業者の事業継続や経営の安定を図るため6月より実施しておりますが、円安の更なる進行や電力料金等の高騰により先行き不透明な状況が続いていることを踏まえまして、令和4年12月31日までとしておりました取扱期間を、令和5年3月31日まで延長することといたします。

説明及び報告事項につきましては以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

ただいま部長から説明がありました中で質問させていただきます。

まず、物価高騰対策応援金についてであります。コロナが始まってもう2年が過ぎて3年目が来ようとしておりますけれども、第7波がちょっと収まったかいなと思えば次は第8波ということで、東京なんかはもう1万人近くの発生があり、徳島においても300人、400人、500人ということになっておるようでございます。

その万全の対策を講じつつも、現在は感染防止と社会経済活動の両立ということで今進んでおりますけれども、現在、多くの事業者はコロナの回復がまだ十分できてないまま、昨年からの特に燃油価格の高騰がひどい、そしてロシアによるウクライナの侵攻が今年の2月から始まって、まだまだ続いております。それによる世界的な物価の高騰、資源高により国内でも電気、ガス、原材料の価格の相次ぐ高騰が加わって経営環境の厳しいときを迎えております。そして、私も多くの事業者の方から、もうどないぞならんでという悲痛な声をいっぱい聞いております。

そこで、その対策として今回部長からの説明ありました物価高騰対策応援金が提案されておりますけれども、現在の県内企業の経営環境に関する現状認識がどのようなものになっておるか、そしてこの応援金の事業目的について説明をお願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、今回の応援金に関して、まず現在の経営環境の現状認識と、この事業の目的についての御質問を頂いております。

この度の物価高騰に関する県内の事業環境に対する影響でございますけれども、先ほど報告させていただきました秋の出前相談でございますとおり、ほぼ全ての事業者、業種の皆様からエネルギーをはじめとする物価高の影響を大きく受けているとの声を伺っております。

現在、昨年からの燃油、また物価高騰対策といたしましては国を挙げ、まず燃油価格対策といたしましては、国のガソリン、軽油等を対象とした燃料油価格激変緩和補助金により小売価格、例えばガソリンの基準価格168円という目標値に対して一定水準に抑制しております。

次に、コスト面を圧縮する対策といたしましては、高性能の省エネ設備への更新を補助金で後押しし、需要サイドでの経費縮減を促進しているところでございます。

さらに、労務費であったり原材料費などのコスト上昇分を適切に転嫁できるよう、環境整備など国と共に県も商工団体と共に総合緊急対策を講じているところでございます。

このような対策を講じている中でございますけれども、9月に大手信用調査会社が実施した仕入価格高騰に伴う価格転嫁へのアンケートの結果で、この度のコスト上昇分を100パーセント転嫁できているというふうに回答した企業が全体のわずか2.3パーセントにとどまっており、いまだ大多数の企業がコスト上昇分を販売価格に転嫁できていない実態が明らかとなっております。

中でも価格の転嫁率について見てみますと、業種間においてばらつきがございまして、建材家具、また機械、器具や食料品、飲料食品や卸売では5割近くが価格の転嫁ができていますと回答しているものの、ソフトの開発事業者であったり情報関連サービス事業者、また運輸・倉庫、不動産業などは価格の転嫁率が2割弱となっております、値上げ交渉が困難な業種、業態の明暗が分かれている状況にございます。

また、この度の原材料価格の取引状況につきまして、県内経済団体が調査しました仕入価格調査によりますと、ものづくり企業でございますけれども、鉄鋼、ステンレスなどの鋼材であるとか、セメント、木材などの土木建設材、また電気業では電気ケーブルやメーターボックスといった機械器具、また水道事業者では鉄の蓋であるとか、あと内装の畳、また印刷事業者の印刷用のコート紙、上質紙であったり、あとビルメンテナンスに至っては清掃用のワックスなどが多岐にわたって原材料価格がおおむね対前年比で15パーセント以上高騰しているというような結果を聞いているところでございます。

そこで、今後の経済情勢を見通しましても、緊張が高まるウクライナなどの国際情勢をはじめ、インフレーションとの同時流行も懸念されるコロナの動向を背景に、原油・原材料価格の高止まり、また歯止めが掛からない急激な円安の進行によって、報道等では来春に更なる電気料金の値上げが予定される中、価格転嫁が困難な県内企業の収益力の悪化が懸念されるところでございます。

こうした厳しい経営環境の実態を踏まえまして、去る11月11日、商工3団体をはじめ冠婚葬祭や学校行事の中止、減少に伴い経営に大きな影響を受けた徳島県菓子工業組合の皆様から、事業継続に向けた切実な支援要望を頂戴したところでございます。

そこで、物価高騰の影響を大きく受ける県内事業者の負担軽減策といたしまして、県内

全業種の中小・小規模事業者を対象とした本県ならではの給付金制度である徳島県物価高騰対策応援金を創設させていただき、事業継続をしっかりと支援させていただくというものでございます。

喜多委員

現状認識と事業目的について理解できました。

それでは続いて、今年の2月にもオミクロン株によるコロナ第6波が猛威を振るう中、全業種への給付金がありまして、徳島県事業継続応援金がありました。あれは手続も分かりやすく振り込みも早く、多くの事業所からよかったということ聞いております。

そこで、今回の物価高騰対策応援金の制度について給付要件、算定方式、給付額について詳しく説明をお願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、今回の物価高騰対策応援金制度についての給付要件、算定方式や給付額についての質問でございます。

まず、給付要件につきましては、この資料1にございますとおり、原油・原材料価格高騰の影響に伴いまして、本年4月から11月のいずれかの月の営業利益が平成31年4月、これはコロナ前も含むような形で、それ以降の同じ月と比較いたしまして30パーセント以上減少していることを要件としております。加えて、この応援金受給後も引き続いて事業継続の意志を確かに有する事業者に対して給付させていただきます。

そこで、2月に創設して給付させていただいた事業継続応援金につきましては、第6波の影響によって消費マインドが大きく冷え込みました。そこで、このときは売上げの減少を30パーセント以上とさせていただいて給付させていただきました。この度の物価高騰対策応援金につきましては、全ての業種の事業者の皆様に物価高騰の影響が及んでるということで、仕入価格高騰による企業収益の悪化が懸念されることから、売上げから仕入価格、また光熱水費や燃料費といった価格高騰が著しい経費を差し引いていただいた営業利益の減少率を給付の要件とさせていただいております。

次に、本応援金の給付額、その算定方式につきましては、物価高騰に係る影響の緩和を図り、年末年始へと、特に資金需要が高まることが想定されますので、そこへの一時金として前回給付制度の事業継続応援金の1か月分に相当する法人20万円、個人10万円を一律に定額給付させていただこうと考えております。

また、給付の手続におきましては、商工会議所、商工会の商工団体をはじめ生活衛生同業組合など、多方面の関係機関からも御協力を頂きながら、しっかりと申請サポート体制を県下全体に構築させていただいて、事業者皆様の速やかな申請のお手伝いをさせていただこうと考えております。

今後もこの物価高から事業活動を守り抜くため、国の総合経済対策で検討されている電気料金の負担軽減をはじめ、生産性向上や収益力改善に係る支援策の積極活用を県下に広く促進しまして、事業継続に向けて全力でつなげてまいりたいと考えております。

喜多委員

分かりました。

続きまして、今度の予算額24億円の積算根拠及び給付のスケジュールについて説明をお願いいたします。

出口商工政策課長

ただいま喜多委員より、今回の応援金の予算の積算根拠とスケジュールについての質問でございます。

まず、事業費につきましては、物価高の影響が全業種に及んでおり、2月に給付させていただきました徳島県事業継続応援金の実績がございますので、この給付実績をベースに積算させていただきました。

事業継続応援金は本年2月24日から受付を開始しまして、5月31日の申請期限まで宿泊、飲食サービス業をはじめ建設業、小売・卸売業など幅広い業種の皆様から申請を頂きまして、法人が5,454件に対しまして21億3,200万円余り、個人事業主は8,998件に対しまして16億8,400万円余り、合計1万4,452件の38億1,700万円余りの給付実績がございます。

今回の物価高騰対策応援金も同程度と見込んでおりまして、法人約6,000事業者に対し20万円で積算上12億円、個人1万事業者に対して10万円の定額給付ですので10億円、合計1万6,000事業者、給付金額22億円を見積もっております。

事務費といたしましては、問合せ業務に対応するためのコールセンター機能であったり、県内一円へ支援制度の周知広報や支援機関に係る経費、また申請書の審査、振り込みに関する応援金の事務局運営費など委託、諸経費として2億円を見積もっております。

次に、給付のスケジュールにつきましては、提案させていただいた事業予算をお認めいただきましたら早急に委託事業者を公募、選定し、事業目的である年末年始の資金需要への給付が実現できるよう、12月早期の段階から申請受付開始に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

コロナの上に物価高、コスト高ということで、中小企業経営者は本当に大変だろうと思います。これから年の瀬に入ってきます。人手や経営資源が乏しい小規模事業者に対してはきめ細やかな支援体制を構築していただき、12月ということで速やかな給付を実施していただけるよう強く要望して、これは終わります。

次に、もう一つ部長から説明がありました、賃上げ応援金について質問をいたします。

11月の補正予算として提出をされておりますが、労働雇用戦略課の徳島県賃上げ応援金について伺いをいたします。

先ほど部長からも説明がありましたけれども、詳細な事業内容について説明をお願いいたします。

井上労働雇用戦略課長

ただいま喜多委員から、賃上げ応援金の事業内容について御質問がございました。

この賃上げ応援金につきましては、現在の原油・原材料等のエネルギーを中心としたし

ました物価高騰や円安の影響によりまして、企業の経営状況が悪化している中、令和4年度の最低賃金は過去最大となる31円の引上げとなったところでございます。

こうした厳しい経営環境にあります中小・小規模事業者が賃金を引き上げていくためには、コスト上昇分の価格転嫁を進めるとともに、生産性向上や人材投資など経営改善を推進していく必要がございます。そのため、中小・小規模事業者が実施する設備投資等により生産性を向上させ、賃上げにつながる取組を促進していくため、国の支援策でございませ業務改善助成金に県独自の上乘せ助成を行うものでございます。

具体的には国の業務改善助成金は、助成率が最大で10分の9となっておりまして、事業者の負担が発生いたしますことから、こうした事業者負担をできるだけなくすため、県におきまして原則として設備投資等に要した費用の10分の1の上乘せを行うものでございます。例えば、100万円の設備投資等を行いまして国から90万円の助成を受けた場合には、県から10万円を助成するものでございます。

なお、非常に厳しい経営環境の中で積極的に賃上げを行っております中小・小規模事業者を支援し、次の賃上げにつながる好循環を生み出していくため、年度当初まで遡りをお願いいたしまして、本年4月1日以降に徳島労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、令和5年2月末までに確定通知を受けた事業者を支援の対象としたいと考えております。

喜多委員

国が実施する業務改善助成金に県独自の上乘せ助成を行うということで説明がありましたが、この国の助成制度についてももう少し詳細な説明をお願いいたします。

井上労働雇用戦略課長

ただいま喜多委員から、国の業務改善助成金の制度について御質問がございました。

国の業務改善助成金につきましては、生産性を向上させ最低賃金引上げを図る中小・小規模事業者を支援するものでございます。

具体的な内容につきましては、最低賃金を30円以上引き上げますとともに、機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練といった設備投資等を行う場合に助成の対象となるものでございます。対象となる事業場につきましては、中小企業基本法に定める中小・小規模事業者でございまして、その中でも所属する労働者が100人以下、また事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、本県の場合は最低賃金855円でございますので885円までの事業所とされております。また、助成額及び助成率につきましては、賃金引上げ額や引上げ人数に応じて変動いたしまして、助成上限額は30万円から最大600万円まで、助成率は最大で10分の9となっているところでございます。

喜多委員

県の制度と併せて、是非とも多くの中小・小規模事業者に活用していただきたいと思えます。

ただいまお聞きしましたように、この応援金の支給要件については、来年の令和5年2月までに国から確定通知を受けることとなっておりますようでございます。事業者が設備投資を行う時期はまちまちであるため、例えば今年度中に徳島労働局から交付決定を受けた事

業者を対象とするなど、もう少し柔軟な対応ができないものかどうかをお伺いいたします。

井上労働雇用戦略課長

ただいま喜多委員から、支給要件についての柔軟な対応について御質問がございました。

この徳島県賃上げ応援金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしますため、今年度中に県の助成金の支払を完了させていく必要がございます。そのため、国の業務改善助成金の確定通知について、来年の2月末までに受ける必要があるとの支給要件を設定しているところでございます。

一方で、今後の国の繰越措置の状況も十分に注視をしながら、委員からお話ございました、できるだけ多くの事業者を活用していただけるように柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。

喜多委員

今の中小・小規模事業者はコロナの上に物価高、原油高、原材料高ということで非常に大変なことで自力で賃上げを行うことがなかなか厳しい状況にあります。国と連携して中小・小規模事業者の賃上げを支援することは大切なことだと思いますので、しっかりとPRをして中小企業が健全にいけますようお願いしたいと思います。

梶原委員

先ほどお話が出ました物価高騰対策応援金なんですけれど、これにつきまして喜多委員さんのほうからお話がありました。非常に経営が厳しい業者さんが大変多くて、待ち望んでる方もたくさんおられますので、なるべく申請に当たって簡素なものにさせていただいて、スピーディーに支給ができるようお願いしときたいと思います。

それと、徳島県賃上げ応援金についてお伺いします。

これは国の業務改善助成金の支給を受けてることが支給の要件になるというふうに聞いておりますけれども、現在までに県内で何件の企業がこの支給を受けてるのか、教えていただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、国の業務改善助成金の支給状況について御質問を頂きました。

これは国の制度でございますので、徳島労働局のほうに確認をいたしましたところ、今年度4月以降、11月15日時点で集計ができているとのことでしたが、その段階で84事業所が交付申請を行っているというふうに聞いているところでございます。

梶原委員

分かりました。そうすると、今回の県の上乗せ分の制度についても84者が応募すると、そういうことですね。

井上労働雇用戦略課長

ただいま御質問を頂きましたように、現在、国に対して交付申請を行っている84事業者に対する支援はもとより、今後交付申請を行う事業者も対象となってくるところでございます。

梶原委員

それで、生産性の向上ということが支給の要件にありますけれども、これは具体的にどういうふうな取組をするのか、教えていただきたいと思えます。

井上労働雇用戦略課長

ただいま梶原委員より、生産性向上について具体的にどういった取組を行うのかといった御質問を頂きました。

国の業務改善助成金につきましては、事業場内の労働者が100人以下というふうに限定されておりますけれども、対象となる業種についての制限はないところでございます。このため、この制度を活用している事業者につきましては、製造業や飲食業、また農業などの業種が多岐にわたっているところでございます。

徳島労働局に確認いたしましたところ、例えば食料品製造業では自動梱包機や馬力の強い冷凍庫の導入などで生産性を向上させたものですか、飲食業におきましてはスチームコンベクションオーブンを導入いたしまして、調理スピードの改善や回転率の向上を図ったもの、また農業の分野におきましては芋洗い機及び高圧ポンプを導入し、作業時間の短縮や出荷量の増大につなげたものなど、こういった設備投資が行われておりまして、業務改善助成金による支援を受けているところでございます。

梶原委員

幅広い業種が受けられるということで安心をいたしました。これは設備投資に要した費用の10分の1ということなのですが、これの上限額を教えていただきたいと思えます。

井上労働雇用戦略課長

ただいま梶原委員のほうから、助成制度の上限額について御質問を頂きました。

国の業務改善助成金の助成額上限につきましては、最低賃金の引上げ額や引き上げた労働者数によりまして、30万円から最大600万円まで変動することとなっております。最も活用数の多い最低賃金の引上げ額が30円以上45円未満の最低賃金の引上げの場合には、引き上げた労働者が1人の場合は上限額は30万円、2人から3人の場合は50万円と、段階的に引き上げられることとなっております。10人以上の場合は120万円が上限となっているところでございます。

県におきましては、原則といたしまして、設備投資等に要した経費の10分の1を支援するところでございますが、国の助成上限額に掛かった場合には上限額の10分の1を支援することとなります。具体的に例を申し上げますと、設備投資に要した経費は100万円であり、助成上限額は50万円の場合には県からは5万円を助成するものでございます。

梶原委員

それと、これは賃上げと設備投資がセットでできるという非常に有効な取組かと思えるんですけども、これは予算額が1,000万円なんですけど、予算額以上の応募があった場合はどういうふうな対応をされるんでしょうか。

この案内を見ると、予算の範囲内で交付するため申請期間内に募集を終了する場合がありますというふうに書かれてありますけれども、終了する場合があるということで、これは柔軟に対応して追加の予算とかを検討の一つにさせていただけるのか、教えていただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま予算の執行についての御質問を頂いたところでございますが、先ほど申しましたとおり、現在の実績につきましては11月15日の段階で84事業所ということで、国のほうには確認しているところでございます。

この84事業所の今の実績を見てみますと、県の予算額からいきますと120者程度の部分についてはまだ対応可能というような予算規模となっているところでございまして、国の執行状況等も十分に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

120者ということで、余り余裕はないでしょうかね。幅広い企業が受けられるように、また御努力をお願いしたいと思います。

仁木委員

私からは、引き続き物価高騰に対する支援事業、また賃上げに係る経営改善の支援について質問させていただきたいと思います。

まず、賃上げの施策でありますけれども、この部分におきましては先ほど来御説明がありますように、賃上げの引上げ額と事業所の労働者数に応じた助成額上限ということで設定されておるということでございます。予算の組立てにおいても、県内の今までの申請件数においても80者ということで、120者分を見込んでいるということでの御答弁であったかと思えます。

現状の80者から120者を見込んだ場合に、県内企業でいいましたら様々な業種を入れましたら約六千、七千の事業者数があると思うんですけども、その中で利用されているところが現状で80者というところについては、この歩止まりしているという状況を見た場合にどういうことが考えられるのかということをおちょっと教えていただきたいと思えます。

井上労働雇用戦略課長

ただいま仁木委員のほうから、現状80者にとどまっているという歩止まりの状況をどう認識しているのかという御質問でございました。

今回の国の要件につきましては、実際に設備投資を行うことと30円以上の賃上げを行うことというような二つの条件があるところでございます。また、国の助成上限額が低く設定されてる部分もございまして、なかなか企業さんにとったら使い勝手の悪いところも若

干あるのかなというふうには認識しているところでございまして、そういった部分を改善するために、県としても国のほうにこの業務改善助成金の拡充についての政策提言等を行っているところでございます。

仁木委員

私の申し上げたい感覚と同じようなことを御答弁いただきましたので、認識は同じであると思っております。この金額においても、設備投資する際に、飲食店でいえば先ほどおっしゃっていただいた加熱の機械であるとか、農業でいえば芋洗い機であるとかいう話でありましたけれども、実際にこういった施策がありますよということを知らない事業者の方がいらっしゃるんじゃないかということ、毎回いろんな施策、新たな施策を御提案いただいた、上程していただいた際にはお聞きしているわけなんです。

今回の国の業務改善助成金でありますけれども、これは国の施策だけであって、今まではそれで80者ということなんです、ここからは県も10分の1を乗せていくということで、賃上げに向けて一歩踏み出していくんだという意味を示していただいているかと思いますが、このことを県内の企業さんにどのように周知していくのか。また、この部分で利用していただくこの助成金、また県の10分の1の助成も含めてですけれども、この利用促進をどのように図っていくのかをお教え願いたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま仁木委員から、この制度についての利用促進、また周知の部分についてどのように行っていくのかというような御質問を頂きました。

委員からお話のございましたとおり、国において、この業務改善助成金につきましてはこれまでも新聞の中での周知ですとか、いろんな部分が行われてきたところでございますが、今回につきましては、県のほうにおきましてもこれに対して10分の1の上乗せをしていくということがございますので、国と一緒になりましたして一生懸命周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

また、現在の国の2次補正予算案を見ますと、いろんな形での賃上げ促進策という部分が出されているところでございまして、そういった部分の動向も含めまして、併せて周知を積極的に行っていきたいと考えております。

仁木委員

その意気込みを確認させていただきましたけれども、いずれにしても経営者の皆さん、個人事業主の皆さんにおかれましては、いわゆる経済団体に所属されている方はそこからの情報収集をする方もいらっしゃいますし、そういう団体に所属されていない方々におきましてはきめ細やかにしてくれる団体としてくれない団体もありますから、直接的にこういうふうな情報をどのように提供していくのかということは、これは課長さんだけでなく、部局内の全てにおいて同じことであるわけなんですけれども、直接的にこういう制度がある、こういう制度をこうやってやったらできるんですよというようなことを周知することというのは非常に大切なことであると思っております。

前回の委員会でも申し上げましたけれども、物価高騰そしてこのインフレ、円安の状況

において次にしていかなきゃいけないのは、やはり賃金を上げるということ、可処分所得をどのようにして増やすかということが一番大切なことだと思います。皆さん方も御承知のとおり、アメリカにおいては最低賃金が4,000円のところもあれば、物価に合わせて賃金も年間5パーセントずつ上がっていったる現状にあるわけでありまして、今のこの物価を抑制するという施策ではなくて、やはり賃金が上がるような施策をどのようにとっていくのか。こういうような施策があるんですから、これをいかにして多くの県内事業者の方に利用していただいて、賃金を上げる施策をなじませていくのかということ是非常に大切なことだと。

ですから、これは経済委員会全てのところにまたがりませけれども、個別的にこの施策の案内というのをしっかりと行っていただきたいんです。このことについてどのように進めていくのか、またそれぞれいろいろあると思いますけれども、御答弁いただける方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま仁木委員から、今後こういった施策の周知をどのように取り組んでいくのかというお話でございました。

この業務改善助成金とか賃上げに関しましては、県単独でできることというのが非常に限られてるところがございまして、こうした賃上げの様々な施策、またいろんな経営支援、また生産性向上に係る取組、こういったものにつきましては国と連携して促進していくことによりまして、事業者がしっかりとした取組ができるものと考えておりますので、国と連携をしながら好循環が生まれるような形でしっかりと周知してまいりたいと考えております。

仁木委員

そのことについては私も同意見でございますし、国との連携は必要なんです。ただし、私が今申し上げているのは、個別に事業者に対してこのことを周知して理解していただいて、利用を促進するということについてどのようにされますかということについて御答弁を求めたいと思います。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、県施策をどのように個別事業者のほうに情報をお届けして活用を促すかという御質問でございます。

コロナ禍が始まって以来、県のほうでコロナに関わるポータルサイトを県のホームページに立ち上げておりまして、経済対策、事業者向けのページをクリックしていただいたら、補正予算であるとか国の当初予算、また県の予算でそのときそのときに御利用できるような給付制度であるとか補助金制度のアップデートを常に図っております。

また、商工労働観光部では、他部局の御協力も頂きながら、直接的に企業のほうにタイムリーな支援策を発信する企業応援メールを構築しまして、それは正に事業者の経営者向けにプッシュ型でメールを配信させていただいております。

また、定例でございますけれども秋と春、商工労働観光部の幹部が直接、事業者の経営

者のほうからそのときの業況であるとか行政等へのニーズ、どういう支援策が欲しいですかというようなところを聞かせていただいております。その際は、同時にそのときに利用できるようなパンフレットを持参して、話を聞きながらこういう施策もありますというふうにしっかりと丁寧に説明をさせていただきます。

また、先ほど経済団体のいろんな話もありましたけれども、経済団体のほうも県、国の施策にかなり前向きに協力いただいております。全ての商工会、商工会議所又は中央会さんのほうも、この2年半にわたるコロナの中で会員さんが増えていったというような話も聞いております。これは会費は要るんですけども、今までどういったサービスがあるのかということではなかなか入会の足が重かった方々も商工会とか商工会議所の指導員さんが丁寧に国とか県の給付金であるとか、補助金の活用方法についてハンズオンで支援している成果であろうと考えております。

今後もしこういうふうな施策が補正の度に出るのに当たりまして、プッシュ型ないし経済団体又はIT技術も活用しながら、幅広い多様な手段で県内事業所、事業者の元に支援策をお届けしたいと考えております。

仁木委員

プッシュ型の情報提供、また申請の案内というのが非常に必要なものになってくると思います。これまでも必要でありましたけれども、この賃上げの部分については、利用促進がない限り賃金は上がらないわけでありまして。ですから、賃上げをする議論というのは、ふだんこういうインフレに振るようなときでなかったら、こうやって我々も余りフォーカスされないような部分であったり、また経営者の皆さんの理解がなくてはこういった賃上げについて議論はできない中で、今の社会情勢上、そういった賃上げの議論をするべきときが来るとというような状況に全国的にもなるとるわけなので、ここの施策においてはしっかりとプッシュ型で末端にまで、メールでいいましたら登録しとる人でなかったらメルマガみたいなものは届かんと思うわけなんです。ですから、最初にコロナの対策でしたような各事業者のリストに、はがきでも何でも結構ですから、こういった設備投資できるんですよというような形でプッシュ型で情報提供をしっかりとっていただきたいということを申し添えたいと思います。

それともう1点ございます。

この物価高騰対策の事業者支援でありますけれども、ここはいわゆる物価高騰、そして円安の対策は賃金を上げることであるという認識というのは双方、行政の皆さん方も我々も同じでないかなと思っておりますが、そのことの確認も含めて今回の物価高騰対策支援事業においても、ひいては賃金の部分についても賃上げを見込んだ対策であるんかどうかも含めてお聞かせいただければと思います。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、今回の応援金について将来的な賃上げも見込んだ戦略はあるのかという御質問でございます。

本来的に燃油であるとか電気料金であるとかというのは、国において全国的に施策を講じる、安定した供給体制を講じるものと考えているところでございます。燃油につきまし

では、もう御承知のとおり昨年の年末から対策が講じられておりまして、今168円の基準価格、これはレギュラーガソリンが基準になっておりますけれども、そこで一定の価格に抑制しているというところで、ある程度功を奏していると考えております。

現在問題になっている電気料金につきましては、この度の国の総合経済対策の中で、来春に値上げされるというところで、そこにターゲットをおきまして、低圧契約の家庭等に当たりましては1キロワットアワー7円で、あとは高圧契約の企業等に対しましては1キロワットアワー3.5円の支援を来年春に先駆けて着手し、1月以降に可及的速やかに実行するというふうに示されているところでございます。

また、都市ガス等、LPガスは今のところ価格は安定してるんですけども、今後高騰した場合を見越して効率的な配送のほうに補助金を出すような制度が今考えられているようでございます。

この度の応援金につきましては、その国のエネルギー対策が発動になるまで年度変わりに資金需要がかなり高まるというふうに考えておりますので、そこへの国の施策へのバトンといいますか、そこへの緊急的な措置であると考えております。

そこで、仁木委員おっしゃるとおり、将来的にその場の対策じゃなしに、今後足腰の強い企業体質に転換していくべきでないのかという趣旨でございまして、コロナが始まって以来、県のほうでもこの5月と9月につきましてはエネルギー価格高騰に対してコストを下げるためのゼロエミッション事業であるとかを2回にわたって補正させていただきましたし、令和元年以降は国のほうが新商品を開発したり、生産プロセスの改善によるものづくりの補助金であるとか、販路開拓による生産性向上を図る持続化補助金又はデジタル技術導入による業務改善を行うIT導入補助金、また新たな稼ぎ頭の柱を立てる事業再構築補助金等々の施策を今まで随時、補正予算を積み増ししながら展開しているところでございまして、この事業等につきまして商工会、商工会議所、また中央会さんの御協力を頂きながら、この2年半の間、現在1,800件ぐらいの事業者に対しましてこの補助金を活用しながら、より一層ウイズコロナからアフターコロナを見据えた企業体質の転換を実際にやっていただいているところでございます。

先ほどの今回補正の業務改善助成金も活用しまして、応援金で一時的な資金繰りの一部を支援させていただきながら、足腰の強い県内事業への体質改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

仁木委員

いろいろと説明を総合的にしていただきましたけれども、人件費といいますか、その賃上げも含めて見越していかなければならないという認識は双方一緒というような格好でよろしいですね。だから、今回の応援金についての事業は臨交金を活用されとるんかとは思うんですけども、一般財源も150万円程度入ってますよね。この部分については、本県の独自の施策ということは間違いないですよ。であるならば、賃金を上げるためのものが今必要であるという認識が我々も行政側もあるのであれば、この仕入原価等イコール仕入原価を足すっていうこの中に、人件費も加えたらどうかと私は思うわけなんですよ。

前年度比で人件費用が上がると分、それも組み込まれたら賃金の部分についても一定程度は上昇を促していけるんでないんかというところに私は着目したいわけなんです。分

かりますか。経費分のところに人件費が入っていないこの算定方法の中で、ここの部分に賃金の部分も含めて昨年とどのような形の原価になっているのか。そこも含められた制度設計に今からできんかったとしても、それを見越していくような制度設計が賃上げにつながっていくんでないんかと私は思うわけなんですよ。

この点について、すぐにはできんかもしれませんよ、今これを出してきとるから。でも、これはやっぱり各部内、部長さんも含めてですけど、この行政規模の中でそういった施策というのは政策誘導的にしていくべきでないんかということをやっぱり議論してほしいと思うわけなんですけれども、その点はどう思いますか。

出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、この応援金に対しまして人件費も含めたほうがより賃上げへのインセンティブが働くのじゃないかという御質問でございます。

この度の応援金につきましては、この目的でございますように、長期化する原油・原材料価格の高騰、ここで利潤を圧迫しているところをなるべく一定水準30パーセント以上、非常に厳しい状況下に置かれた事業者の一時的な資金繰りを支援するために構築したものでございまして、委員おっしゃるとおり、人件費も含めたほうがより施策として、賃上げして可処分所得を増やして経済の好循環が生まれるのかというのも一つ大きな勉強になりますので、今後いろんな施策を検討するとき大いに参考にさせていただきたいと考えております。

仁木委員

この根拠を今からちょっと質問しますけれども、さっきの労働雇用戦略課の課長さんごめんなさい、昨年の本県における最低賃金は八百何ぼでしたでしょうか。昨年ですよ。

井上労働雇用戦略課長

仁木委員のほうから、最低賃金の御質問を頂きました。

昨年度の最低賃金におきましては824円でございます、今年度31円引き上げられまして855円となっているところでございます。

仁木委員

10月1日から855円になっとるわけなんですね。最低賃金が上がってるわけなんですよ。だからといって30パーセント下がるといったらそうではないかもしれませんがけれども、一定程度そういう状況にあるということでもありますから、それをもっともって勢いを付けるためには、こういった施策の中で人件費分を経費分に含めて昨年から下がっている部分を出す。個人事業主等々においては、これを申請するためにじゃあどこで上げていこうかとなったら、人件費分は上げやすいわけですよ。というところなんですよ。

そういったところで人件費の部分も経費面で見えてくれるというような形になってきたら、やはりそれは総合的に賃金の上昇につながっていくというような施策に展開できると思いますので、そういった観点で今後制度設計される際は、是非ともこういったところを、物価高に対する賃金の上昇も含めて制度設計に反映をしていただきた

いということ述べさせていただきたいと思います。

次に、とくしまマラソンの申込数がこういうような状況で、1,500人ぐらい少ないというような感じなんですかね。とくしまマラソンの毎回のイメージでいいましたら、申込みが解禁になったらすぐにもうなくなって一杯になるような感じに見受けておりましたけれども、このような状況というのはどういったものが影響されてるのかということをお教えいただければと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま仁木委員から、とくしまマラソンの参加申込状況についての御質問を頂いたところでございます。

今回のとくしまマラソン2023は、定員7,500人のところ今朝の8時時点で暫定6,044人ということで、率にして80.6パーセントといった状況となっております。実はコロナ下では大会直前に中止となるような状況がございまして、今年度からはそういったマラソンも再開されておるんですけれども、各大会でエントリー者数というのは非常に伸び悩んでおりました。これまで人気の高かった大阪マラソンにおきましても募集期間が延長されておりましたりとか、あるいは2月に開催する予定の高知龍馬マラソンであるとか、北九州マラソンなどでも期間を改めて設定する2次募集というのが行われているような状況でございます。

また、定員を満たしております神戸マラソンや京都マラソンでも、以前は高倍率となっておりましたけれども、今回は倍率が落ち込んでおるといような状況を聞いておるところでございまして、コロナ下によりましてマラソンを取り巻く状況というのは大きく変わっておるといふふうに考えております。

こうした要因といたしましては、やはりコロナ下で大会の中止が相次いだことによりまして、市民ランナーの皆さんのモチベーションが下がっているようなこと、またグループで練習に参加されておったような方にとっては集まっての練習というのがやりにくくなったというようなこと、それからコロナ禍で参加料も全国的に高くなっておるといような状況、そしてまた最近では新型コロナウイルスの新規感染者が拡大しておるといことで、第8波の懸念がありまして市民ランナーの参加控えになっておるのではないかと考えておるところでございます。

今回、参加の申込期間を一月延ばさせていただいて、いろいろと広報、周知活動に取り組んでいきまして、少しでも多くの方に参加していただけるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

原委員長

午食のため休憩いたします。（12時01分）

原委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

とくしまマラソンについて先ほどの御答弁でありましたら、全国的にこういうマラソンにおいては、申込みについても参加者についても伸び悩みがあるというような御答弁であったかと思えます。

これは以前にも説明いただいているかもしれませんが、改めて確認ですけれども、とくしまマラソンの開催の是非については、これまでどおりとくしまアラートの状況によって御判断されるということによろしいのか、詳しくお教え願えればと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま仁木委員から、とくしまマラソンの開催についての判断基準というところで御質問を頂きました。

とくしまマラソンにつきましては、昨年度、2022の大会はアラートの基準が2以上であれば中止するというような形で決めさせていただいておったところでございますけれども、2023の大会につきましては県内の医療の逼迫状況でありますとか感染の状況など、そういったものを勘案して開催するかどうかを決定させていただくというような形とさせていただいておるところでございます。

仁木委員

それでありましたら、前回、前々回においてはアラートがレベル2以上になったということで、参加申込みをされる方においても、また問合せが我々議員のほうにあった際にも、非常に周知するにはしやすかったというところがございますが、ただその感染状況や医療逼迫の状況について、前回もその点、ちょっと見込みもいろいろあったかと思えますけれども、御判断するのに時間が掛かったのではないのかなというところは否めんわけでありまして、その点をいつまでにということはなかなか申し上げにくいんであろうかと思えますけれども、前回みたいに御判断するのに時間を要したりしていたら、申込みされる方においても非常に戸惑い等々があるかと思うんです。

その点について、具体的には実行委員会のほうで御審議されることとは思いますが、そういったところをしっかりと申込者、参加者、また県民の皆さんにおいても分かりやすい状況を作っていくべきでないかなと思います。今後どのようにして実行委員会で議論していくかということもお聞きしたいんですが、なかなか答えはないと思いますので、その点については県民に分かりやすく、そして申込者にとっても迷惑をかける状況と対応をしていただきたいということをお申し上げて、マラソンについては終わります。

続きまして、本日といいますか今議会において3点、3事業者が指定管理の申込みをしていただいた上で審議を行うような形になっておりますけれども、指定管理、それぞれの施設において元々プロパーでやっていたところであるとか、元から指定管理にしてあるところであるとか、もろもろあるかと思えますけれども、もし仮にプロパーで運営していたとして、今回の3件につきましてはどれぐらいの金額的効果、またメリットが過去の運営実績からも含めてどのような形で出てくるのかということをお教え願いたいと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま仁木委員から、指定管理者制度のメリットについて御質問いただいたところでございます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、公募による競争の原理によりまして民間活力を導入しようということで、平成18年度から行われているところでございます。

今回議案として出ささせていただいております施設につきましても、それぞれ観光施設でございますので集客の取組というふうな面で言いますと、関係する民間事業者さんでありますとか周辺の観光施設の方との連携をフレキシブルにとっていただくなど、集客の効果が高まるような取組をしていただいております。また、歳出の面で言いますと、例えば渦の道なんかは年中無休でございますので、そうしたところを職員の休日出勤の部分でフレキシブルな勤務のローテーションを作っていたりでありますとか、あるいはまた四国開発土木さんの美馬野外交流の郷でございますと、本業の土木工事を生かした管理の手法なんかもとっていただいておりますし、また出島野鳥公園のほうではコート・ベール徳島さん、隣接にある施設というふうなところで、職員の兼務によりまして経費の節減も務めていただいております。

平成18年度の制度以前のものと予算の比較をさせていただきますと、大体2割ほど管理の面で削減できておるんでないかと考えておるところでございます。

仁木委員

それぞれ2割程度の経費削減ということで確認が取れましたので、時間もないですのでここで閉じさせていただきます。

達田委員

原材料価格の高騰に対する事業者等の支援についてお伺いしたいと思います。

まず1点目なんですけれども、先ほども仁木委員さんから御指摘がありますように、人件費なんかはこれに入ってないわけなんですよね。私が認識していた営業利益とはという式とはちょっと違いますので、仕入原価等が仕入れ原価プラス光熱費プラス燃料費ということになっております。これが値上がりしている分だと思えるんですけれども、そもそもどうしてこういうふうになったのか、お尋ねしておきたいと思っております。

それからもう1点なんですけれども、いつから皆さんが申請できるようになるのか。というのは、フリーランスの方を含むとなっております。個人事業者の方につきましては、自分で申請をしなければいけないと思えるんですけれども、どういうふうな書類が必要なのか、添付書類というのがどういうものがあるのか、形式がどういうものなのか分からないというような御意見も出されております。それがはっきり示されるのはいつなのでしょう。この2点です。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、応援金の積算の式についてどうしてこのようになったのかということ、あといつから申請ができるのかという2点御質問を頂いております。

まず、一般的な営業利益でいいますと、売上げから売上原価と、経費につきましてはいろいろここに示している仕入原価、光熱水費、燃料費以外に租税公課とか通信運搬費、旅費、あと修繕費とか減価償却費、消耗品費とかがいろいろございます。ただ今回は、この冒頭に書いておりますとおり、目的といたしましては原油・原材料価格、エネルギー価格が高騰してるところで、我がほうが行った出前調査でもその辺が利益を圧迫すると、大きな圧迫要因であるというふうに聞いております。

先ほど答弁の中でも若干触れさせていただきましたとおり、中央会の調べに協力いただいて、実際に県下の事業者から聞き取った段階では、鋼材については140パーセント、これは対2020年比でございます。あと、ステンレスが175パーセントになっているとか、木材価格も45ミリメートルの角材が44パーセント上がってる。電気のケーブルなんかも33パーセント、水道メーターボックスなんかも164パーセントというふうに仕入価格が上がっております。また、電力につきましても2020年比で言いますと、低圧については41パーセント上がってますし、高圧電力も30パーセント余り上がっております。軽油、重油等々につきましても、軽油が63パーセント上がっておりますし、重油についても一番高いところと一番低いところを2020年で比較しますと、約2.06倍にもなっているという状況でございます。

また、これは帝国データバンクの調べでございますけれども、広く食品加工、そのあたりにつきましても、今年になってこの10月までにおおよそ年内2万点余り、2万オーバーの品目につきまして平均値で14パーセント上がっていく、今後も上がっていくというところで、加工食品なんかは平均値16パーセント、調味料15パーセント、酒類、飲料が15パーセントと、やはり仕入価格であったり、先ほどの燃油であるとか電気代がかなりこのコロナ下の中で多方面にわたるあらゆる業種の利益を圧迫しているというところなんです。このように、仕入原価等とは仕入原価プラス光熱費と燃料費で、これを引いてくださいというふうに簡単で、できるだけ事業者の方にスピーディーにこの応援金をお届けしたいので、一番値上げの激しいこの三つの項目を売上げから引いていただいて、3割落ちているところに対して給付金を出させていたいただきたいという趣旨でございます。

また、いつから申請ができるかというところでございますけれども、先議でお認めいただきましたら、翌日ぐらいにはコールセンターをいち早く立ち上げ、12月のできるだけ早い時期には申請書もお示ししながら、年内のやはり資金繰りの一時金として支給させていただきたいので、その方向で調整させていただきたいと考えております。

様式等々につきましては、2月のオミクロンのときに事業継続応援金で支給させていただきましたとおり、やはり確定申告がベースにあって、あと売上げ台帳とか仕入台帳であるとか、その辺を帳票書類として出させていただくことを予定しております、鋭意調整を図っているところでございます。

達田委員

分かりました。できるだけ申請が簡素にできるようにお願いしたいと思います。

それで、添付書類もネットで出てくるんですかね。示されてるのはネットで検索して出てくるということでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま達田委員より、申請の方式についてのお問合せでございますけれども、オンラインと郵送の2種類を用意させていただきまして、オンラインで電子入力していただくパターンと、あとは紙様式で、それを市町村役場であるとか関係団体のところに配布、配置しておきますので、紙・郵送申請の2種類ございます。

達田委員

できるだけ簡素によろしく願いいたします。

それで、ほとんどの方がこの制度を活用できるように、活用する人と活用しない人がいるかと思うんですけれども、さっきおっしゃったように、光熱費、電気料金の値上げなんているのはもう全ての人に掛かってきてるわけですから、値上げで本当に困ってるという全ての方が申請できるような、そういう方法が取られるようお願いしておきたいと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時17分）